

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（情報政策課）	79
○土地改良法による道営換地処分.....（農業施設管理課）	80
○特定調達契約に係る入札の公告.....（漁業管理課）	80
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	81
○森林法による通知に代える公示（2件）.....（治山課）	81
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	82
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	82

### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（4件）.....	88
--------------------------	----

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	94
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	97

### 道立病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	97
----------------------	----

## 告 示

### 北海道告示第68号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) パーソナルコンピュータの購入 176台
  - (2) パーソナルコンピュータの購入 1台
  - (3) パーソナルコンピュータの購入 1台
- 2 落札を決定した日  
平成29年12月15日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 大丸株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

### 4 落札金額

- (1) 19,901,376円
- (2) 189,864円
- (3) 207,360円

### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

### 6 一般競争入札の公告

平成29年11月17日付け北海道告示第656号

### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第69号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

### 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 47台分 一式
- (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 10台分 一式
- (3) パーソナルコンピュータの賃貸借 3台分 一式

### 2 落札を決定した日

平成29年12月15日

### 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(3)
  - ア 氏名 北海道オフィス・マシン株式会社
  - イ 住所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

### (2) 1の(2)

- ア 氏名 富士通リース株式会社
- イ 住所 東京都千代田区神田練塀町3番地

### 4 落札金額

- (1) 97,966円
- (2) 33,318円
- (3) 9,169円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年11月17日付け北海道告示第657号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、沼田町沼西地区の換地処分をした。

平成30年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第71号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

船舶用燃料及び潤滑油

ア A重油 J I S 1種2号 719,000リットル

イ 軽油 J I S 2号 825,000リットル

ウ 潤滑油

(ア) シェルリムラFB30又は同等品 18,000リットル

(イ) シェルガデニヤS3/40又は同等品 14,600リットル

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 船舶用燃料及び潤滑油は、次に掲げる港で給油可能（代行給油を含む。）なこと。

稚内港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、花咲港、根室港及び網走港

(6) A重油と軽油の給油に際しては、1回の給油量が3,000リットル以上可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月31日（水）から同年2月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階共用B会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時 平成30年3月20日（火）午後2時（送付による場合は、同月19日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5486

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Fuel and lubricant for marine engine, a unit price per liter

- a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 719,000 liters
- b Gas oil (JIS No 2) 825,000 liters
- c Lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent) 18,000 liters
- d Lubricant (Shell Gadinia S-3/40 or equivalent) 14,600 liters

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 20, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 19, 2018)

C Contact : Fisheries Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5486

北海道告示第72号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成30年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町北浜20の1（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指 定 施 業 要 件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を森町役場の掲示場に掲示した。

平成30年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第6号
- 2 所在が不明な者 平館 秀藏

北海道告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を森町役場の掲示場に掲示した。

平成30年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第39号

2 所在が不明な者 樋爪 恵子、小林 幸作、澤田 秀次郎、澤田 市太郎、高瀬 静子、池田 淳二、池田 吉勝、溝口 裕子、馬場 とく、中坂 俊一、竹田 忠吉、辻原 武雄、鈴木 武義、体阿 弥司郎、朝倉 重治、藤木 與吉、大場 ミヨ、松岡 作一、中谷 元、服部 ミヤ、山口 由美子

#### 北海道告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
学校の沢川（Ⅰ-07-0480）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市末広1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
ショウワノ沢川支流川（Ⅰ-07-0510）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市末広1丁目、末広2丁目、昭和、本町6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
ショウワノ沢川（Ⅱ-07-0520）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市昭和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
高松2の沢川（Ⅲ-07-018）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市高松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
ブトマチャンベツ川左股沢川（Ⅲ-07-019）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市社光、高松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
夕張本町（0-18-18）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市本町5丁目、本町6丁目、昭和、末広2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
夕張本町(3)（0-68-434）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、社光、昭和、旭町、住初（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り  
（「次の図」は省略し、その図面を空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第76号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張末広1丁目1（Ⅰ-0-467-467）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市末広1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張末広1丁目2 (I-0-469-469)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市末広1丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張昭和(1) (I-0-481-481)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市昭和(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張本町5丁目 (I-0-484-484)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市本町5丁目、本町6丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張昭和(2) (I-0-485-485)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市昭和(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張旭町2 (I-0-489-489)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市旭町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張旭町3 (I-0-491-491)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市旭町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張丁未1 (I-0-493-493)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市旭町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張本町4丁目 (I-0-494-494)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市本町4丁目、本町5丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張旭町4 (I-0-495-495)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市旭町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張本町3丁目1 (I-0-496-496)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市本町3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張本町3丁目2 (I-0-500-500)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市本町2丁目、本町3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張本町3丁目3 (I-0-501-501)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市本町3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張住初1 (I-0-502-502)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市住初 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張社光 (I-0-503-503)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市社光、本町1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張本町3丁目4 (I-0-504-504)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市本町2丁目、本町3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張住初2 (I-0-506-506)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市住初 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張福住1 (I-0-507-507)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市福住 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張末広1丁目3 (II-0-457-457)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	--

<p>夕張市末広1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張昭和1（Ⅱ-0-459-459）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市昭和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張昭和2（Ⅱ-0-460-460）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市昭和、末広1丁目、本町6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張末広1丁目4（Ⅱ-0-461-461）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市末広1丁目、本町6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張昭和3（Ⅱ-0-462-462）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市昭和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張旭町5（Ⅱ-0-463-463）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市旭町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張本町6丁目（Ⅱ-0-464-464）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市本町6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張昭和(3)（Ⅱ-0-466-466）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市昭和、本町4丁目、旭町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張本町1丁目2（Ⅱ-0-472-472）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市本町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	---

<p>夕張住初3（Ⅱ-0-475-475）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市住初（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張本町3丁目5（Ⅱ-0-478-478）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市本町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張福住2（Ⅱ-0-479-479）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市福住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張福住3（Ⅱ-0-480-480）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市福住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張福住4（Ⅱ-0-481-481）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市福住（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張福住5（Ⅱ-0-482-482）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市福住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張高松1（Ⅱ-0-483-483）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市高松（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張福住6（Ⅱ-0-484-484）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市福住、富岡、高松（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張富岡1（Ⅱ-0-485-485）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市富岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	---

<p>次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張富岡2 (Ⅱ-0-486-486)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市富岡 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張丁未2 (Ⅱ-0-488-488)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市丁未 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張昭和4 (Ⅲ-0-312-312)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市昭和 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張高松2 (Ⅲ-0-314-314)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市高松 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千代田の沢川 (Ⅱ-07-0490)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市末広1丁目、鹿の谷山手町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 病院沢川 (Ⅰ-07-0500)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市末広1丁目、末広2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ポンボロカベツ川一の沢川 (Ⅱ-07-0530)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市旭町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 住初2の沢川 (Ⅱ-07-0540)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市住初、本町1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 住初の沢川 (Ⅰ-07-0560)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市住初、社光 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	--

<p>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福住の沢川（Ⅱ－07－0570）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市福住、杜光（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寺院沢川（Ⅰ－07－0580）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市本町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 冷水山の沢川（Ⅱ－07－0590）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市末広2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 高松1の沢川（Ⅲ－07－017）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市高松（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ブトマチャンベツ川右股沢川（Ⅲ－07－020）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市杜光（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 杜光1の沢川（Ⅲ－07－021）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市杜光（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本町2の沢川（Ⅲ－07－022）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市本町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p style="text-align: center;"><b>総合振興局告示及び振興局告示</b></p> <p><b>北海道渡島総合振興局告示第7号</b> 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年1月30日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和</p>
--	---

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
自動車（公共応急作業車）の賃貸借 1台 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 入札説明書による。
- (4) 契約期間 平成30年8月28日から平成36年8月27日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - ア 申請の時期 平成30年1月30日（火）から同年2月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
  - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
  - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成30年3月13日（火）午後2時（送付による場合は、同月12日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
(3) 電 話 番 号 0138-47-9608

#### 11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set  
B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 13, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than March 12, 2018)  
C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan  
Phone : 0138-47-9608

#### 北海道上川総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月30日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 2台分 一式

イ 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 4台分 一式

ウ 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 2台分 一式

アからウまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間

ア 入札番号1 平成30年4月23日から平成35年4月21日まで

イ 入札番号2 平成30年5月7日から平成35年4月21日まで

ウ 入札番号3 平成30年5月7日から平成35年4月21日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。  
(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年1月30日（火）から同年2月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道上川総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）

(2) 入 札 日 時 平成30年3月1日（木）午前10時30分（送付による場合は、同年2月28日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告  
平成29年4月28日付け北海道上川総合振興局告示第84号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ (<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>)  
においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を  
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、  
次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-5907

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Car 2 1 set

b Lease of Car 4 1 set

c Lease of Car 2 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., March 1, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 28, 2018)

C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau,  
Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610  
Japan

Phone : 0166-46-5907

北海道上川総合振興局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定  
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月30日

北海道上川総合振興局長 渡辺明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供  
給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量

(ア) 複写機等の賃貸借その1 1台及び1月当たり13,200枚

(イ) 複写機等の賃貸借その2 1台及び1月当たり18,500枚

(ウ) 複写機等の賃貸借その3 6台及び1月当たり28,100枚

(エ) 複写機等の賃貸借その4 1台及び1月当たり20,600枚

(オ) 複写機等の賃貸借その5 1台及び1月当たり28,700枚

(カ) 複写機等の賃貸借その6 1台及び1月当たり13,400枚

(ア)から(カ)までについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成30年4月2日から平成35年3月31日まで

なお、この契約は地方自治法（平成22年法律第67号）第234  
条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する  
経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契  
約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第  
15号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい  
ないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備  
されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した

者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月30日（火）から同年2月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道上川総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成30年3月1日（木）午後3時（送付による場合は、同年2月28日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告  
平成29年3月17日付け北海道上川総合振興局告示第63号

### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）

においてダウンロードすることができる。

### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-5907

### 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of copying machine No 1 1 set

b Lease of copying machine No 2 1 set

c Lease of copying machine No 3 6 set

d Lease of copying machine No 4 1 set

e Lease of copying machine No 5 1 set

f Lease of copying machine No 6 1 set

B Bid tendering date and time : 3 : 00P.M., March 1, 2018

(If mailed bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 28, 2018)

C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau,  
Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610  
Japan

Phone : 0166-46-5907

### 北海道オホーツク総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月30日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量

(ア) 入札番号1 1台（1月当たりの予定枚数の詳細は入札説明書による。）

(イ) 入札番号2 1台（1月当たりの予定枚数の詳細は入札説明書による。）

(ウ) 入札番号3 1台（1月当たりの予定枚数の詳細は入札説明書による。）

(エ) 入札番号4 1台（1月当たりの予定枚数の詳細は入札説明書による。）

(オ) 入札番号5 1台（1月当たりの予定枚数の詳細は入札説明書による。）

(カ) 入札番号6 1台（1月当たりの予定枚数の詳細は入札説明書による。）

(キ) 入札番号7 1台（1月当たりの予定枚数の詳細は入札説明書による。）

(ク) 入札番号8 1台（1月当たりの予定枚数の詳細は入札説明書による。）

(ケ) 入札番号9 1台（1月当たりの予定枚数の詳細は入札説明書による。）

(ア)から(ケ)までについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月30日（火）から同年2月16日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目  
北海道オホーツク総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課需品係

## 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成30年2月26日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月23日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

## 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成29年7月28日付け北海道オホーツク総合振興局告示第109号

## 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of a copying machine 1 set
- b Lease of a copying machine 1 set
- c Lease of a copying machine 1 set
- d Lease of a copying machine 1 set
- e Lease of a copying machine 1 set
- f Lease of a copying machine 1 set
- g Lease of a copying machine 1 set
- h Lease of a copying machine 1 set
- i Lease of a copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February, 26, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than February, 23, 2018)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefecture Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan  
Phone : 0152-41-0608

## 道 教 育 庁 教 育 局 告 示

### 北海道教育庁胆振教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月30日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	A重油	（伊達・虻田地域）	302,000リットル
イ	灯油	（伊達・虻田地域）	43,000リットル
ウ	A重油	（室蘭A地域）	205,000リットル
エ	灯油	（室蘭A地域）	48,000リットル
オ	A重油	（室蘭B・登別地域）	244,000リットル
カ	灯油	（室蘭B・登別地域）	67,000リットル
キ	A重油	（苫小牧A・白老地域）	112,000リットル
ク	灯油	（苫小牧A・白老地域）	44,000リットル
ケ	A重油	（苫小牧B地域）	149,000リットル
コ	灯油	（苫小牧B地域）	42,000リットル
サ	A重油	（安平・厚真地域）	50,000リットル
シ	灯油	（安平・厚真地域）	12,000リットル
ス	A重油	（むかわ地域）	56,000リットル
セ	灯油	（むかわ地域）	16,000リットル

アからセまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月30日（火）から同年3月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号  
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室C（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)アからカまで 平成30年3月16日（金）午前10時30分

イ 1の(1)キからセまで 平成30年3月16日（金）午後1時30分  
（送付による場合は、同月15日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/nyusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。

### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電話番号 0143-24-9889

### 11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 302,000 liters

b Kerosene (JIS No 1) 43,000 liters

c Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 205,000 liters

d Kerosene (JIS No 1) 48,000 liters

e Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 244,000 liters

f Kerosene (JIS No 1) 67,000 liters

g Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 112,000 liters

h Kerosene (JIS No 1) 44,000 liters

i Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 149,000 liters

j Kerosene (JIS No 1) 42,000 liters

k Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 50,000 liters

l Kerosene (JIS No 1) 12,000 liters

m Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 56,000 liters

n Kerosene (JIS No 1) 16,000 liters

B Bid tendering date and time

a～f 10:30 A.M., March 16, 2018

g～n 1:30 P.M., March 16, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00P.M., March 15, 2018)

C Contact: Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone: 0143-24-9889

### 北海道教育庁十勝教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月30日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その1	116,000リットル
イ A重油その2	51,000リットル
ウ A重油その3	128,000リットル
エ A重油その4	90,000リットル
オ A重油その5	144,000リットル
カ 灯油その1	95,000リットル
キ 灯油その2	20,000リットル

アからキまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

また、入札参加を希望する油種について、石油販売業の届出をしていない場合は、元売者又は主たる仕入れ先からの供給を証明できるものの写しを提出できること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月30日（火）から同年3月7日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目  
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階C会議室  
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成30年3月14日（水）午前10時（送付による場合は、同月9日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/>）においてダウンロード

ドすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電 話 番 号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 116,000 liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 51,000 liters
- c Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 128,000 liters
- d Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 90,000 liters
- e Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 144,000 liters
- f Kerosene (JIS class 1) 95,000 liters
- g Kerosene (JIS class 1) 20,000 liters

B Bid tendering date and time :

From a to g 10:00 A.M., March 14, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than March 9, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District

Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome,

Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年1月30日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) パーソナルコンピューター A地区(高等学校) 185台

(2) パーソナルコンピューター B地区(特別支援学校) 105台

2 落札を決定した日

平成30年1月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

(2)ア 氏 名 株式会社つうけんアクティブ

イ 住 所 札幌市中央区南20条西10丁目3番5号

4 落札金額

(1) 19,610,000円

(2) 8,700,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年12月5日付け北海道教育庁十勝教育局告示第49号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 立 病 院 告 示

北海道立緑ヶ丘病院告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年1月30日

北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要

する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。

- (4) 履行場所 北海道立緑ヶ丘病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 平成28年1月1日以降、道の庁舎等清掃業務の受注実績がある場合にあっては、資格審査を申請する日までに業務改善命令等（委託料の減額を含む。）を受けていないこと。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク（院内清掃）の認定を受けている者であること。
- (6) 電話交換業務の実務経験を有する者を常時配置できること。
- (7) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、137床以上の病床を有する病院で、1年間以上清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年1月30日（火）から同年3月5日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地  
北海道立緑ヶ丘病院総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道立緑ヶ丘病院庶務課
- 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院2階会議室  
（送付による場合は、郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院総務課）
- (2) 入札日時 平成30年3月15日（木）午前10時（送付による場合は、同月14日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道立緑ヶ丘病院のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/mgb/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道立緑ヶ丘病院総務課
- (2) 所在地 郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地
- (3) 電話番号 0155-42-3377
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Cleaning, laundry, and telephone exchange services in the Hokkaido Midorigaoka Hospital
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 15, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than March 14, 2018)

C Contact : General Affairs Division, Hokkaido Midorigaoka Hospital, Midorigaoka 1,  
Otofuke-cho, Kato-gun, Hokkaido 080-0334 Japan  
Phone : 0155-42-3377

---